

さいたま市更生訓練費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援を利用している者に更生訓練費を支給することで、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 さいたま市更生訓練費支給事業（以下「本事業」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項の規定により本市において支給決定を受けた障害者のうち、自立訓練又は就労移行支援を利用している者（以下「自立訓練又は就労移行支援利用者」という。）で、かつ、生活保護受給者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者
- (2) 自立訓練又は就労移行支援利用者のうち、法第5条第10項に規定する施設入所支援、又は同条第17項に規定する共同生活援助を利用している者で、かつ、市町村民税非課税者で世帯収入が80万円以下のもの（世帯区分および世帯の収入状況は、障害福祉サービスに準ずる）
- (3) 自立訓練又は就労移行支援利用者のうち、身体障害者福祉法第18条第2項の規定により入所の措置又は入所の措置を委託された者で、利用者負担額の生じないもの

(支給対象経費)

第3条 本事業により支給対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に定めるものとし、対象者が自ら支出したものに限る。

- (1) 訓練のための経費は、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 施設、又は事業所（以下「施設等」という。）における訓練を効果的に受けることができるようにするために必要と認められる消耗品費等。
 - イ 施設等外における訓練を効果的に受けることができるようにするために必要

と認められる消耗品費等及び交通費等。

(2) 通所のための経費は、訓練のために自ら施設等へ通所する際に必要となる交通費とする。

(支給申請等)

第4条 本事業による給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訓練を受けた月の訓練日数等について施設等の長の証明を受けて、その翌月の15日までに更生訓練費支給申請書（様式第1号）に、対象経費として支払ったことが確認できる領収書等及び対象者であることが確認できる書類を附して、市長に提出するものとする。

2 申請者は、前項の支給申請及び更生訓練費の受領を施設等の長に委任することができる。この場合において、施設等の長は、申請者から支給申請及び受領についての委任状を徴しておくものとする。

3 前項の委任を受けた施設等の長は、訓練を提供した月の翌月15日までに更生訓練費支給申請書（様式第2号）に、対象経費として支払ったことが確認できる領収書等及び対象者であることが確認できる書類を附して、市長に提出するものとする。

(支給決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、その適否を決定し、申請日の属する月の末日までに更生訓練費支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。ただし、前条第3項による申請書を受理したときは、更生訓練費支給決定通知書（様式第4号）により施設の長に通知するものとする。

(支給)

第6条 市長は、前条により支給決定をした場合は、速やかに、申請者に支給するものとする。

2 前項の支給は、第4条第1項及び第3項による申請において指定された口座に振り込むものとする。

(支給額)

第7条 更生訓練費の支給月額、次の各号に定める額の合計とする。

(1) 別表第1①欄に定める訓練のための経費（月額）と、実際に訓練のための経費

として支払った額とを比較して少ない方の額。

- (2) 別表第1②欄に定める通所のための経費（日額）に訓練日数を乗じた額と、実際に通所のための経費として支払った額とを比較して少ない方の額。

（不正利得の徴収）

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による支給を受けた者がある場合は、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を徴収することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに更生訓練費の支給を受けている者については、平成21年9月末までこの要綱の相当規定により旧法訓練経費の額として適用する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年5月6日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係)

更生訓練費支給額

施 設 名	①訓練のための経費 (月額)	②通所のための経費 (日額)
ア 就労移行支援事業のうち専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とした支援を行っているもの	14,800円	280円
イ 自立訓練事業 ウ 就労移行支援事業 (上記アを除く。)	3,150円	

備考 通所者を含む。